

平成 17 年 №20

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

改正理由

教室構成員の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

教育研究評議会 平成17年 4 月 6 日 審議承認

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年 4 月 7 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成17年規程第18号

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由:教室構成員の変更に伴い, 所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
別表第3			別表第3		
構成分野一覧			構成分野一覧		
教育系			教育系		
教 室 名	構成員数	構成分野名及び選出数	教 室 名	構成員数	構成分野名及び選出数
〔省略〕			〔省略〕		
英語科	13	英語科教育学 <u>4</u> 英語学・英米文学・文化研究 <u>9</u>	英語科	13	英語科教育学 <u>3</u> 英語学・英米文学・文化研究 <u>10</u>
〔省略〕			〔省略〕		
合 計	192		合 計	192	
教養系			教養系		
教 室 名	構成員数	構成分野名及び選出数	教 室 名	構成員数	構成分野名及び選出数
〔省略〕			〔省略〕		
日本語教育	<u>8</u>	日本語学・日本文学 2 日本語教育学 <u>2</u> 英語学・英米文学・文化研究 1 留学生センター 3	日本語教育	<u>9</u>	日本語学・日本文学 2 日本語教育学 <u>3</u> 英語学・英米文学・文化研究 1 留学生センター 3
〔省略〕			〔省略〕		
合 計	<u>148</u>		合 計	<u>149</u>	
〔省略〕			〔省略〕		
附 則			〔省略〕		
<u>この規程は, 平成17年4月7日から施行し, 平成17年4月1日から適用する。</u>					